

令和元年度（平成31年度）に行った懲戒処分について

令和元年度（平成31年度）に行った懲戒処分の件数 = 1件

【事案：1】

1. 処分月日

平成31年4月26日

2. 事案の概要

- ・「平成30年度滝ノ鼻地区排水路整備工事」の一般競争入札に関し、秘密事項である最低制限価格の根拠となる金額を教示し、特定の業者に落札させたもの【官製談合防止法第8条違反容疑】
- ・「平成30年度流域関連公共下水道事業精華14-1号汚水幹線築造（その6）工事」の一般競争入札に関し、秘密事項である最低制限価格の根拠となる金額を教示し、特定の業者に落札させたもの【官製談合防止法第8条違反容疑】
- ・「平成30年度滝ノ鼻地区排水路整備工事」の一般競争入札に関し、秘密事項である最低制限価格の根拠となる金額を教示し、これに対する謝礼などとして現金10万円を受け取ったもの【刑法第197条の3第2項の加重収賄容疑】

3. 当該職員

総務部総務課付 主幹（44歳、男性）

※事件当時：事業部監理課 主幹

4. 処分の内容

懲戒免職

5. 関係職員

所属	補職名	処分内容
総務部【当時：事業部】	担当部長	減給3月（10分の1）
事業部管理課	主査【当時：課長】	減給3月（10分の1）
健康福祉環境部子育て支援課 【当時：事業部管理課】	課長補佐	戒告

以上